

国分寺市体育協会規約

国分寺市体育協会加盟に関する規程

国分寺市体育協会体育施設設置促進委員会規程

国分寺市体育協会専門部会規程

国分寺市体育協会表彰規程

国分寺市体育協会加盟団体運営助成金交付要項

国分寺市体育協会スポーツ教室・指導者養成講習会助成金交付要項

国分寺市体育協会旅費規程

国分寺市体育協会慶弔規程

国分寺市体育協会会計経理に関する内規

2020年11月

国分寺市体育協会

国分寺市体育協会規約

(総 則)

第1条 本会は、国分寺市体育協会と称し市内の体育団体をもって組織し、事務局を国分寺市民スポーツセンター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、国分寺市における体育の振興をはかり、市民の体位向上とスポーツ精神を涵養し、もって社会文化の発展に寄与し体育運動に関する諸団体相互の融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と諸団体相互の融和を図る。
- (2) スポーツ少年団を育成、援助する。
- (3) 市民の体位向上のため、基本方針を審議確立する。
- (4) 体育施設の総合計画の樹立と設置促進を図る。
- (5) 体育運動に関する諸団体との連絡および指導をする。
- (5) 体育運動に関し、市その他の機関に対し、意見を述べあるいはその施策に協力する。
- (7) 体育運動の宣伝啓発、指導奨励する。
- (7) 体育大会、講習会、その他体育運動に関する事業の実施および援助する。
- (7) 体育運動に関する調査、研究する。
- (10) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本協会は、全市地域を構成範囲として統括された各種体育団体の普通会員（加盟団体）と本協会の目的に賛同し事業を援助する賛助会員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 1 名 |
| (5) 会 計 | 2 名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 各団体 1 名 |
| (8) 監 事 | 2 名 |
| (9) 評 議 員 | 各団体 3 名 |

第6条 会長、副会長は、理事会において推薦し、評議員の承認を得て決定する。

2. 会計および監事は、理事会において推薦し、評議員の承認を得て決定する。
3. 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において理事の互選により選出する。
4. 理事および評議員は、各加盟団体より選出する。

5. 会長は前項に定める理事のほか、加盟団体または加盟団体以外から別に理事会の承認を得て理事を委嘱することができる。

第7条 会長は、本協会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
3. 理事長は常任理事会、理事会を統括し、その会議の議長となり会務を処理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、事故ある時はこれを代理する。
5. 会計は、本協会の会計出納事務を処理する。
6. 監事は、本協会の会計出納事務および一般業務を監査し、評議員に報告する。
7. 常任理事は、常任理事会を構成し、本協会の計画、立案決定事項等の処理にあたる。
8. 理事は、理事会を構成し、評議員会に提出する事項の審議および評議員会の議決事項を処理する。
9. 評議員は、評議員会の構成員となり、本協会の重要事項を審議決定する。

第8条 役員任期は、二年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第9条 本協会の特に功労のあった者の中から、理事会の承認を経て、会長は顧問を委嘱することができる。また、体育運動全般について識見豊富な者の中から、理事会の承認を経て、会長は参与を委嘱することができる。

2. 顧問、参与は、本協会の重要事項について会長の諮問に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 評議員は、本協会の最高意志決定機関であって、毎年1回定期的に会長が招集し、重要事項を審議決定する。但し、会長が必要と認めるとき、臨時に招集することができる。

第11条 評議員会は、評議員の過半数をもって成立する。

2. 出席できない評議員は、文書により委任し、またはその選出加盟団体の役員を代理として出席させることができる。

第12条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の議決をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第13条 常任理事会は、正副会長、正副理事長、会計、常任理事および各専門部長をもって構成し、本協会の業務推進のため、会長が随時招集する。

第14条 理事会は、本協会の業務の必要に応じ理事長が随時招集する。

第15条 理事会は、理事の過半数をもって成立する。

第16条 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(加盟及び脱会)

第17条 本規約第4条の体育団体の加盟及び脱会は別に定める規定によるものとする。

(賞罰)

第18条 本協会に特に貢献した者に対し、理事会の議を経て、表彰することができる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

第19条 本協会の会員にして、規約第2条に違反した場合は評議員会において除名することができる。

(会 計)

第20条 本協会の経費は、会費、賛助会費、寄付金、および補助金等をもって支弁する。

第21条 本協会の会費は、毎年、理事会で決定する。

第22条 本協会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(専門部会および専門委員会)

第23条 本協会の事業を推進するため、必要に応じ、専門部会および専門委員会を置くことができる。

2. 専門部会などの細則については別に定める。

(事務局)

第24条 本協会の事務を処理するため、事務局長、その他必要な職員を置くことができる。

付 則

1. 本規約の施行について必要な事項の細則は理事会において決定し、次の評議員会に報告する。
2. 本規約は昭和42年10月1日より施行する。
3. 本規約は昭和46年4月1日より施行する。
4. 本規約は昭和50年4月1日より施行する。
5. 本規約は昭和53年4月1日より施行する。
5. 本規約は平成22年5月13日より施行する。

国分寺市体育協会団体加盟に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、国分寺市体育協会規約第17条に基づき、体育協会の団体加盟に関する事項を定めることを目的とする。

(加盟要件)

第2条 国分寺市体育協会に加盟しようとする団体（以下、団体という）は、次の要件を全て備える社会教育関係団体(注)でなければならない。

- (1) 原則として都民体育大会の種目の競技団体であること。
- (2) 構成員から拠出された会費によって自主的かつ主体的に運営する活動をしていて、構成員の増員に努めるなど、地域スポーツ振興活動の推進に積極的であること。
- (3) 会則、規則があり、会計が実施され、年間を通じて10回以上の継続的かつ計画的な事業を実施する組織として運営されていること。
- (4) 活動を継続している概ね10名以上の構成員があり、概ね半数以上が市内に在住・在勤又は在学していること。
- (5) 事務所ならびに連絡場所が国分寺市内に設置されていること。
- (6) 宗教活動・政治活動および営利活動を行わないこと。

(加盟願の提出)

第3条 団体は代表者を定め、別紙様式の加盟願を会長に提出しなければならない。(受付窓口：事務局とする。)

(加盟承認の決議)

第4条 会長が前条の加盟願の提出を受けたときは、常任理事会に諮り、常任理事会は加盟要件の確認・評価等を行なった上で理事会に発議する。理事会は常任理事会の発議を受けて審議を行い、出席理事及び提出委任状による過半数の賛成により加盟を承認する。

但し、第2条の要件にみたない団体でも、理事会にて出席理事及び提出委任状による過半数の賛成により加盟を承認したときは、仮加盟団体とすることができる。

(加盟団体・仮加盟団体の権利・義務)

第5条 加盟団体・仮加盟団体には次の権利・義務がある。

- (1) 体育協会の事業に参加できる。但し、仮加盟団体は事業補助金の交付を受けられない。
- (2) 国分寺市の体育施設等の優先利用、使用料の減免措置を受けられる。
- (3) 国分寺市体育協会規約、ならびに同諸規程を遵守し、当協会の活動・発展に協力する。
- (4) 加盟団体は、構成員から理事1名、評議員3名を事務局に届け、夫々理事会、評議員会に派遣する。
- (5) 仮加盟団体は、構成員から理事補(理事会の議決権無し)1名を事務局に届け、理事会に派遣する。(仮加盟団体は評議員を派遣しない。)

(6) 会長が必要と認めたときは活動状況を報告する。

(7) 会費未納、及び加盟要件を満たせない状況となった場合は、常任理事会が発議し、理事会の過半数の議決をもって当該団体を除名することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会で定める。

付 則

この規程は昭和46年4月6日より施行する。

この規程は平成29年5月18日より施行する。

国分寺市体育協会体育施設設置促進委員会規程

(目 的)

第1条 本委員会は、国分寺市体育協会規約第3条第3項の事業を専門的に審議し、体育施設の整備拡充のため関係団体機関に対して積極的に働きかけることを目的とし、国分寺市体協会の内部組織として置く。

(組 織)

第2条 本委員会は次の委員により構成される。

- (1) 屋外の競技団体
- (2) 屋内の競技団体
- (3) 武道の団体
- (4) その他の団体

2. 本委員会の定数は10名とする。

第3条 本委員会に委員の互選により正副委員長を置く。

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を執行し委員会を招集しその議長となる。

第5条 副委員長は委員長を補佐し、事故あるときは、これを代理する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会 議)

第7条 委員会は業務の必要に応じ委員長が随時招集する。

第8条 委員会に学識経験者、市民スポーツ愛好者等を招き意見を聞くことができる。

第9条 委員会において審議された事項は、理事会において審議決定する。

付 則

1. 本規程は昭和48年4月1日より施行する。

2. 第6条の体育協会役員の任期に合わせる。

国分寺市体育協会専門部会規程

第1条 本協会の事業執行の円滑を図るため次の部を置く。

1. 事業部
2. 広報部
3. 調査部

第2条 各専門部は部長1名、副部長1名および部員若干名をもって組織する。

2. 部長は常任理事より選出し、副部長は理事があたり部員は加盟団体の中から、その団体の責任者が推せんした者を会長が委嘱する。

第3条 専門部会は必要に応じ部長が招集し、その議長となる。

第4条 専門部会の決定事項は常任理事会に報告し承認を得なければならない。

第5条 専門部会の事務分担は次のとおりとする。

事業部

1. 市民体育大会の実施援助
2. 一般市民および加盟団体ならびに未組織団体の指導育成に関する事。
3. スポーツ教室の実施に関する事。
4. その他

広報部

1. 会報の発行および宣伝活動
2. 各種大会等の宣伝活動
3. その他

調査部

1. 各加盟団体、その他の団体の状況調査および各種資料の収集
2. 体育向上に関する調査研究に関する事。
3. その他本協会の調査活動に関する事。

国分寺市体育協会表彰規程

第1条 この規程は、国分寺市体育協会規約第18条に定めるところにより本協会の普及発展と国分寺市における社会体育の健全な普及ならびに実践活動を通じ体育振興に貢献された者、または団体を本規程によって、国分寺市体育協会が表彰することを目的とする。

第2条 表彰対象者および推せん基準は次による。

1. 体育功労者

- (1) 国分寺市体育協会の加盟団体および国分寺市地域のスポーツ団体において、永年（15年以上）にわたり体育スポーツ活動の普及発展に尽力された者。
- (2) 国分寺市体育協会規約第5条に定める役員で永年（10年以上）にわたり国分寺市の社会体育の発展に尽力し功労のあった者でその職を退いたとき。

2. スポーツ功労者

- (1) 国民体育大会、全日本選手権大会もしくはこれに準ずる大会に出場した者。
- (2) 都民体育大会および東京都市町村総合体育大会に選手として5回以上出場した者。ただし同一年に両大会に出場した場合は1回とする。

3. スポーツ優秀選手（団体）

- (1) 都民体育大会および東京都市町村総合体育大会に国分寺市を代表して参加し優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。
- (2) 国分寺市体育協会に加盟する団体が上部団体の大会（関東大会、東京都大会、都下選手権大会等）もしくは都下大会規模以上の大会（継続している大会で記念大会は除く）において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。
- (3) 国分寺市内に在住する小学生、中学生、高校生および大学生が小体連、中体連、高体連および学連等が主催する大会において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。

第3条 該当候補者の推せんは、別紙様式により毎年市民体育大会開会式の1ヶ月前に国分寺市体育協会々長に提出する。

第4条 この規程による表彰は毎年市民体育大会開会式の際に行うものとする。

第5条 被表彰候補者または団体の審査は常任理事がこれにあたる。

第6条 被表彰者または団体の決定は理事会において行う。

第7条 この規程のうち体育功労者は国分寺市体育協会よりすでに表彰された者は対象としない。

第8条 この規程のうちスポーツ優秀団体には団体名で表彰する。

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会で定める。

付 則

1. この規程は、昭和53年8月1日から施行する。
2. 本規程第2条中1体育功労者の(2)は昭和53年度に限り、都民体育大会に選手として昭和45年度から6回以上出場した者とする。
3. 昭和55年3月12日一部改正
4. 平成4年4月28日一部改正

国分寺市体育協会加盟団体運営助成金交付要項

(目 的)

第1条 この要項は体育協会加盟団体の円滑な活動を推進し、その運営を助長し、もって市民スポーツの振興を期することを目的とする。

(交付申請)

第2条 運営助成金を受けようとする団体は、交付申請書、事業計画書及び予算書、その他会長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(交付決定)

第3条 運営助成金の申請があったときは、会長は申請に係る書類等を審査し、交付額を決定するものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付の対象とする経費の範囲は、各加盟団体の運営に要する経費及び各加盟団体が国分寺市におけるスポーツ・レクリエーションの普及、振興、発展及び向上に資するために行う事業の実施に係る経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 賃金
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信費
- (6) 保険料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 分担金及び負担金

(交付の基準)

第5条 運営助成金の額は、毎年度予算の範囲内において、各加盟団体が会費等を徴収してもなおその事業について必要経費が不足する場合に限り、支出するものとする。

(交付額の制限)

第6条 各加盟団体の運営助成金の額が、当該団体の前年度決算における自己財源（前年度繰越金を除いた会費等）の額を越えるときは、その自己財源の額を限度として助成金を交付する。

(運営助成金の減額または返還)

第7条 運営助成金の交付を受けた団体で、次に該当する行為があった場合は、会長はその団体に対する助成金の一部または、全部を減額もしくは返還させることができる。

- (1) 年度途中で脱会した場合
- (2) 体育協会の運営に著しく協力を怠った場合
- (3) 第4条の経費以外に使用した場合
- (4) 交付申請に虚偽の報告をした場合

(実績報告)

第8条 運営助成金の交付を受けた団体は、当該会計年度の終了後、速やかに事業実績報告書及び決算書を会長に提出するものとする。

付 則

1. この要項は昭和 55 年 3 月 12 日から適用する。
2. 昭和 57 年 4 月 14 日一部改正
3. 昭和 60 年 3 月 20 日一部改正
4. 平成 10 年 3 月 20 日一部改正
5. 平成 22 年 3 月 8 日一部改正
6. 平成 22 年 5 月 13 日一部改正

国分寺市体育協会スポーツ教室・指導者養成講習会助成金 交付要項

(目 的)

第1条 この要項は体育協会加盟団体が行うスポーツ教室、指導者養成講習会に要する経費について、体育協会がその一部を助成し、市民スポーツ、レクリエーションの振興を図ることを目的とする。

(助成基準)

第2条 この要項において、スポーツ教室とは広く市民にスポーツ、レクリエーションの実践の機会を与え、必要な知識と技能を体得させるものであり、指導者養成講習会とはスポーツ、レクリエーションの指導方法や技術を身につけるため、講習会を開催し、指導者を養成するものとする。

区 分	規 模
一日教室・講習会	おおむね1開催3時間から5時間で実施するもの (1日2H～7H)
短期教室・講習会	おおむね1開催6時間から15時間で実施するもの (2日～4日 8H～17H)
中期教室・講習会	おおむね1開催16時間から30時間で実施するもの (5日～10日 18H～31H)
長期教室・講習会	約6ヶ月間を通じて継続して実施するもの

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は次のものに充当する。

- (1) 報償金
- (2) 使用料及び借料
- (3) 需用費

別 表

1日教室・講習会	5,000円
短期教室・講習会	10,000円
中期教室・講習会	20,000円
長期教室・講習会	30,000円

(助成金額)

第4条 助成金額は別表の範囲内において行う。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書により会長に申請する。

(助成金交付決定)

第6条 助成金の交付申請があったとき会長は申請に係る書類を審査し交付額を決定する。

- 2. 助成金の額が決定したときは、助成金交付決定通知書により当該団体に通知する。

(実績報告書の提出)

第7条 助成金の交付を受けた団体は事業終了後すみやかに実績報告書を会長に提出するものとする。

国分寺市体育協会旅費規程

第1条 規約第5条に定める役員が会務のため出張したときはこの規程により費用弁償として旅費を支給する。

第2条 前条の規程により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

第3条 前条の規程にかかわらず特別のときは、理事会の議を経て支給することができる。

付 則

1. この規程は、昭和47年2月16日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
2. 昭和48年11月1日一部改正
3. 昭和54年3月7日一部改正

鉄道運賃および船賃等	宿 泊 料	日 当
普 通 実 費	1日につき 6,000円	1日につき 1,000円

備 考

- イ. 鉄道100km以上の場合は急行料金、座席指定料金の実費を支給する。また250km以上の場合は特別急行料金、座席指定料金を支給する。
- ロ. 自動車を借り上げ出張した場合は鉄道運賃は支給しない。
- ハ. 鉄道運賃および宿泊料を主催者が負担する場合は支給しない。

国分寺市体育協会慶弔規程

第1条 国分寺市体育協会規約第5条に規程する役員（顧問、参与各団体会長、副会長、および事務局職員を含む）に対し体育協会として下記のとおり慶弔の意を表する。

1. 死亡した場合、5,000円の弔慰金と花輪一基
2. 災害を受けた場合、3,000円の見舞金（病気の範囲は会長に一任）

第2条 前条の規程のほか理事会が特に認めたときには慶弔の意を表することができる。

付 則

この規程は、昭和47年2月16日より施行し、昭和47年4月1日より適用する。

国分寺市体育協会会計経理に関する内規

1. 当協会の会計経理は会計役員の責任において、これを処理する。
2. 当協会の会計経理を処理するために次の帳票を常備する。
総勘定元帳、現金出納帳、領収書、入出金伝票
3. 総勘定元帳の勘定科目は次の通りとする。
現金、預金、備品、未収金、事務費、運営費、事業費、予備費、会費、補助金、
雑収入、未払金、委託金、繰越金、借入金、返済金、雑費
4. 出納に関する経理はつぎの通りこれを処理する。
事務局における小払費金は 30,000 円を限度として月末清算とする。30,000 円を越える支払金については、事前に理事長の承認を得て会計の責任においてこれを処理する。
30,000 円未満支出については、会計の責任において処理する。
小払費金については、事務局の責任で処理し会計の事後承認を受けるものとする。
5. 年度終了時に決算監査を受けなければならない。
6. この内規は、昭和 58 年 11 月 20 日より発行する。
7. 平成 7 年 4 月 20 日 一部改正
平成 20 年 5 月 20 日 一部改正
平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 (3. 借入金の科目追加)
平成 29 年 3 月 31 日 一部改正 (3. 返済金、雑費の科目追加)